

工事請負契約の一部を変更することについて

令和3年第7回市議会定例会の議決を経て締結した多重無線システム改修工事の請負契約の一部を下記のとおり変更することについて、周南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年周南市条例第52号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

令和4年12月6日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

契約金額「¥707,300,000-」を「¥715,146,300-」とする。